

運営規程

(介護予防) 居宅介護支援 ライフマップ 帯広

(事業目的)

第1条 株式会社ライフデザインが開設するライフマップ 帯広（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援並びに指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要支援、要介護状態になった利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営む事が出来るよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定(介護予防支援)居宅サービス事業者、他の指定(介護予防支援)居宅介護支援事業所及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定(介護予防支援)居宅サービス等が特定の種類又は特定の介護予防、居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立な業務に努めるものとする。
 - 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 4 事業所は、指定(介護予防支援)居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業の運営)

第3条 指定(介護予防支援)居宅介護支援の提供にあたっては、事業所の従業者によるのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ライフマップ 帯広
- (2) 所在地 帯広市西7条南6丁目1番地4

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員兼務）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理、指定(介護予防支援)居宅介護支援の利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 4名以上

介護支援専門員は、介護予防サービス計画、介護サービス計画の作成及び指定(介護予防)居宅サービス事業従業者等との連絡調整等、介護予防、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日(但し、12/31～1/2を除く)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) その他 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

((介護予防支援)居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 相談体制
事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。
- (2) 課題分析票の種類
利用者に対する介護予防サービス、介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、「MDS-HC方式」等とする。
- (3) 介護予防サービス、介護サービス計画の作成
- (4) サービス担当者会議
介護予防サービス、介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定(介護予防)居宅サービス等の担当者を召集して行うサービス担当者会議をご自宅又は会議に適した場所において開催する。
- (5) 居宅訪問
サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画書作成後においても、サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更等、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。
- (6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(利用料等)

第8条 指定(介護予防支援)居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防支援)居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定(介護予防支援)居宅介護支援の提供に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- 一 通常の事業の実施地域を超えた所から、片道概ね5キロメートル未満250円
- 二 通常の事業の実施地域を超えた所から、片道概ね5キロメートル以上400円

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は帯広市全域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定(介護予防支援)居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置講じ、管理者に報告しなければならない。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定(介護予防支援)居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、災害対策推進員を配置し、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3 事業者は、非常災害時に必要な備品や備蓄等についての点検及び確保を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第12条 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

(苦情・ハラスメント処理)

第13条 事業所は、指定(介護予防支援)居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。

(個人情報保護)

第14条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱い

のためのガイドンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く(管理者)
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防支援)居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第17条 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急でやむを得ない理由を記録する

- 2 身体拘束等の適正化のための対策をする委員会を3か月に1回以上開催し、従業員に周知徹底をする。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する
- 4 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第18条 (介護予防支援)居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、又業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定(介護予防支援)居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結

の日（当該指定(介護予防支援)居宅介護支援を提供した日をいう。）から5年間は保存するものとする。

- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社ライフデザインと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

平成31年2月1日 改訂

令和2年4月1日 改訂

令和4年4月1日 改訂

令和5年4月1日 改訂

令和6年4月1日 改訂

重要事項説明書
ライフマップ 帯広

株式会社ライフデザイン

1. 事業運営主体概要

運営法人の名称	株式会社ライフデザイン
運営法人の代表者名	代表取締役 佐々木 史子
運営法人の所在地	北海道札幌市西区八軒1条西1丁目3番15号 TEL 011-215-5138 FAX 011-215-5583
他の介護保険関連の事業	訪問介護、札幌市訪問介護相当型サービス (介護予防)訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 通所介護 第1号通所事業 (認知症対応型)通所介護

2. 事業所概要

事業所の名称	ライフマップ 帯広
併設する介護保険施設等	指定(介護予防)特定施設入居者介護
事業所の運営方針	要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じて自立した生活を営むことができるように配慮し、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じ利用者の選択に基づいた適切な保健医療サービス及び福祉サービス(以下、「指定居宅サービス等」という。)が、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供される様支援を行います。 事業所実施にあたっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、指定介護予防支援事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設、障害福祉サービス事業者等との密接な連携を図るとともに、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者不当に偏ることの無い様、公平中立な業務に努めるものとします。
事業開始年月日	平成30年12月1日
保険事業者指定番号	0174602599
事業所の所在地等	北海道帯広市西7条南6丁目1番地4 TEL 0155-66-8690 FAX 0155-22-3831
管理者名	山根 あゆみ
営業日	月曜日～金曜日 ※但し12月31日～翌1月2日までは定休日とする。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分 ※但し電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
運営の事業の実施地域	帯広市全域

3. 職員体制

(1) 職員の職種、員数

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務 (兼務する職種)	専従	兼務 (兼務する職種)	
管理者	1名		1名(介護支援専門員)			主任介護支援専門員
介護支援専門員	5名	4名	1名(管理者)			主任介護支援専門員 介護支援専門員

(2) 職員の職務内容

職員の職種	職務内容
管理者	事業所の従業員の管理及び業務の管理、指定（介護予防支援）居宅介護支援の利用者の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業所運営に必要な指揮命令を行う。
介護支援専門員	介護サービス計画及び介護予防サービスの作成及び指定（介護予防支援）居宅サービス事業従事者等との連絡調整等、介護及び介護予防サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務にあたる。

4. 勤務体制

管理者	8：30～17：30
介護支援専門員	8：30～17：30

5. サービス概要

要介護認定の代行申請	利用者が要介護（要支援）認定を受ける為の関係行政への手続きを代行します。
居宅サービス計画	利用者や家族（以下、「利用者等」という。）及び指定（介護予防支援）居宅サービス事業所からの聞き取りにより課題を把握し、利用者が受ける居宅サービス及び介護予防サービスについて、利用者の自立支援に向けた目標とサービス内容、サービス提供の方法と費用負担等を利用者等と相談しながら作成致します。なお、利用者やご家族は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることや、居宅サービス及び介護予防サービス計画書原案に位置付けた指定（介護予防支援）居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが出来ます。また、作成の際はサービス担当者会議を行います。
居宅サービスの実施状況の把握と調整	居宅サービス及び介護予防サービスが居宅サービス及び介護予防サービス計画通りに実施されているか、またサービスの利用が利用者にとって満足のできるものか等を定期訪問や電話等により把握し、課題があれば検討し調整致します。
医療（病院や診療所）との連携	入院する場合は、入院先医療機関と情報共有する事で、利用者の退院支援に資するとともに退院後の円滑な在宅生活への移行を支援します。その為に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の名前及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただくなど、ご協力頂く場合がございます。また、介護支援専門員が得た利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活に係る情報等について、主治医等に提供します。
居宅サービスの給付管理	サービス利用の実績管理を行うとともに、サービス利用票を毎月利用者へ交付します。

6. 費用

(1) 基本利用料

当事業所が行う指定（介護予防支援）居宅介護支援サービスにかかる費用については、厚生労働省が定める

介護報酬告示上の額を全額市町村へ請求致します。但し、介護保険料の滞納等法定代理受領できない場合は、一度一月当たりの料金をお支払頂きます。その場合、事業者は指定（介護予防支援）居宅介護支援提供証明書を発行しますので、所在市町村担当窓口指定（介護予防支援）居宅介護支援提供証明書を提出することで後日払い戻しを受けることができます。

（料金内容につきましては、別紙参照）

(2) 加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

(料金内容につきましては、別紙参照)

(3) その他の費用

通常の事業の実施地域を超えて行う指定（介護予防支援）居宅介護支援の提供に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- 一 通常の事業の実施地域を超えた所から、片道概ね5キロメートル未満 250円
- 二 通常の事業の実施地域を超えた所から、片道概ね5キロメートル以上 400円

7. 事故発生時の対応

事故発生時の処置	指定（介護予防支援）居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村及び利用者の家族等へ連絡を行う他、必要な措置を講じます。
損害賠償	指定（介護予防支援）居宅介護支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、加入している民間の損害賠償保険を以てこれを履行します。
事故後の措置	事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録をするとともに、事故の原因を解明し再発防止策を講じます。

8. 非常災害対策

業務継続計画の策定	感染症や非常災害発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定します。
-----------	--

9. 苦情相談機関等

苦情相談窓口	ライフマップ 帯広 管理者 山根 あゆみ TEL 0155-66-8690 FAX 0155-22-3831
苦情処理の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所は、苦情があった場合ただちに担当介護支援専門員または苦情処理担当者から利用者及びその家族に連絡を取り、直接出向く等状況の詳細を把握するとともに担当介護支援専門員へも事情を確認し適切に対応します。 ・管理者が必要と判断した場合には、ただちに検討会議を行い必要な措置を講じます。 ・苦情の内容及び対応は再発防止の為台帳へ記録・保管します。
外部苦情申立て機関	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道福祉サービス運営適正化委員会 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 3階 TEL 011-204-6310 ○北海道国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 北海道札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 TEL 011-231-5175 ○福祉サービス苦情相談センター 北海道札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階 TEL 011-632-0550 ○帯広市 保健福祉部 介護保険課 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 TEL 0155-65-4151

10. 個人情報の保護、その他重要事項

秘密保持	サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は予め文書により利用者及びその家族の同意を得ます。
解約	利用者は、当該事業所が提供する指定（介護予防支援）居宅介護支援サービスについて、30日以上の予告期間を以て届け出るものとし予告期間満了日に本契約は解約されます。その際の費用は一切かかりません。

11. 虐待防止

高齢者虐待防止の推進	虐待防止のための対策を検討する委員会（リモート等の活用可）を定期的で開催し、従業員への周知徹底を図ります。
------------	---

12. 感染症の予防及びまん延の防止

業務継続計画の策定	感染症や非常災害発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定します。
-----------	--

13. 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化の推進	身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身状況並びに緊急でやむを得ない理由を記載します。 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、介護職員、その他従業員に周知徹底を図ります。 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。
--------------	---

令和 年 月 日

指定（介護予防支援）居宅介護支援サービスの提供にあたり、利用者等に対し本書面に基づいて上記重要事項の説明をしました。

(事業所) 事業所名 : ライフマップ 帯広
所在地 : 帯広市西7条南6丁目1番地4
説明者 :

私は、本書面に基づいて指定（介護予防支援）居宅介護事業所より上記重要事項の説明を受けました。

(利用者)
住 所 :
氏 名 : 印

(利用者代筆者)
住 所 :
氏 名 : 印
代筆理由 :

別紙

取扱要件	利用料		利用者負担金 (法定代理受領分)
	(一月あたり)		
居宅介護支援費 (Ⅰ)	要介護度 1・2	10,860円	無料
<取扱件数が40件未満>	要介護度 3・4・5	14,110円	
居宅介護支援費 (Ⅱ)	要介護度 1・2	5,440円	
<取扱件数が45件以上60件未満>	要介護度 3・4・5	7,040円	
居宅介護支援費 (Ⅲ)	要介護度 1・2	3,260円	
<取扱件数が60件以上>	要介護度 3・4・5	4,220円	
介護予防支援費 (地域包括支援センターが行う場合)	要支援 1・2	4,420円	
<指定居宅支援事業所が行う場合>新設		4,720円	

(2) 加算

上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

※要件を満たした場合に算定している加算

加算の種類	加算の要件	加算額
<input checked="" type="checkbox"/> 初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合と、要支援者が要介護認定を受けた場合に、居宅サービス計画を作成する場合(1月につき)	3,000円
<input checked="" type="checkbox"/> 入院時情報 連携加算(Ⅰ)	利用者が病院等に入院日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること 1月につき1回を限度 ※入院以前の情報含む ※営業時間終了後、または営業日以外に入院した場合は入院日の翌日を含む	2,500円
<input checked="" type="checkbox"/> 入院時情報 連携加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日または翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること 1月につき1回を限度 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む	2,000円
<input checked="" type="checkbox"/> 退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合(入院または入所期間中につき、1回を限度)	
	(Ⅰ) イ: 連携1回/カンファレンスに参加無し。	4,500円
	(Ⅰ) ロ: 連携1回/カンファレンスに参加有り。	6,000円
	(Ⅱ) イ: 連携2回/カンファレンスに参加無し。	6,000円
	(Ⅱ) ロ: 連携2回/カンファレンスに参加有り。	7,500円
	(Ⅲ) 連携3回/カンファレンスに参加有り。	9,000円
<input checked="" type="checkbox"/> 通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた場合	500円
	(1月につき1回の算定を限度)	

<input checked="" type="checkbox"/> 緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,000円
<input checked="" type="checkbox"/> ターミナルケア マネジメント加算	対象者：在宅で死亡した利用者 ※終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者 ※在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む ① 24時間連絡がとれる体制の確保、かつ必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことが出来る体制を整備。 ② 利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問、把握した利用者の心身状況を記録し、主治医及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ情報提供した場合。	4,000円
特定事業所加算(Ⅰ)	主任介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合（支援提供にあたる常勤の介護支援専門員が3名以上）	5,190円
特定事業所加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を1名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合（支援提供にあたる常勤の介護支援専門員が3名以上）	4,210円
特定事業所加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合（支援提供にあたる常勤の介護支援専門員が2名以上）	3,230円
特定事業所加算(A)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合（支援提供にあたる常勤の介護支援専門員が1名以上、非常勤（他事業と兼務可）が1名以上）	1,140円
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算（Ⅰ）～（A）のいずれかを取得。	1,250円
	退院・退所加算の算定に係る病院や介護保険施設等との連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定した場合。	
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	中山間地域において、通常の事業の実施地域外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%
<input checked="" type="checkbox"/> 同一建物に住居する利用者への ケアマネジメント（新設）	対象者：同一建物に住居する利用者 ・指定居宅支援事業所の所属する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物または指定居宅支援事業所と同一の建物に入居する利用者 ・指定居宅支援事業所における1か月あたりの利用者が同一の建物に20人以上住居する建物に住居する利用者	所定単位数の95%を算定
<input checked="" type="checkbox"/> 業務計画未実施減算（新設）	以下の基準に適合していない場合 ・感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者虐待防止の推進（新設）	以下の措置が講じられていない場合 ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する ・虐待防止の指針を整備 ・住業者への虐待防止のための研修の定期的実施と担当者への設置	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
<input checked="" type="checkbox"/> 身体拘束等の適正化の推進（新設）	以下の措置が講じられていない場合 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、従業者に周知徹底を図る ・住業者に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的胃に実施	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算